

学校適正配置地域検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鶴岡市学校適正配置基本計画(平成23年5月策定)に則り、小規模校化した鶴岡市立小学校の適正配置について総合的に検討するため、検討対象となる複式学級を有する小規模小学校を含む中学校区単位に、学校適正配置地域検討委員会(以下「地域検討委員会」という。)を設置する。

(委員)

第2条 各地域の地域検討委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は、25人以内とする。

2 委員は、次に掲げる職等にある当該地域在住者の中から鶴岡市教育委員会が委嘱する。

- (1) 自治会、自治振興会等の代表
- (2) 児童保護者及びPTAの代表
- (3) 未就学児童の保護者及び子ども会等の代表
- (4) その他地域における公共的団体等の代表もしくは住民
- (5) 学識経験を有する者

(委員長及び副委員長)

第3条 地域検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組織代表の委員は、選出母体の役員を終えた以後も、委員を継続することができる。

3 委員の任期は、検討が終了した日までとする。

(会議)

第5条 地域検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集するものとする。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 地域検討委員会は、会議の議決をもって委員会の議決とすることができる。

4 委員長が必要と認めたときは、会議において関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 地域検討委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 地域検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(懇談会)

第7条 地域検討委員会は、各小学校単位で懇談会を設置することができる。

2 地域検討委員会は、懇談会の決定を尊重するものとする。

(小委員会)

第8条 地域検討委員会には、統合することで合意もしくは仮定された学校同士で小委員会を設置することができる。

2 小委員会の委員は、当該地域在住の住民の中から選任するものとする。

3 地域検討委員会の委員が小委員会の委員になることを妨げない。

4 地域検討委員会は、小委員会の決定を尊重するものとする。

(庶務)

第9条 地域検討委員会の庶務は、管理課学区再編対策室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育委員会
が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。